

## 【指定就労継続支援 A 型事業所 経営改善計画書】

事業所名称	あんずの森事業所	代表者指名	泉 栄
事業所所在地	松山市安城寺町 5 4 2 番地 1		
経営改善計画書を公表するホームページ		<a href="http://www.anzunomori.com/">http://www.anzunomori.com/</a>	
連絡先	電話番号	089-978-5577	FAX番号 089-978-5576
職員数	6 定員	20 利用者数	(うち身体 5 知的 2 精神 10 その他 )
事業所の設置主体	社会福祉法人 ・ 民間企業 ・ NPO法人		その他 設立年月日 H25. 4. 1
改善計画期間	H29年 7月 1日 ~ H30年 6月 30日 (1年間とすること)		

1 現在、指定基準第192条第2項を満たすことができていない理由と具体的改善策  
(詳細かつ具体的に記載すること)

(未達成理由) ①利用者様の状態も安定しておらず、作業量の安定が図れない為、現在の仕事量を増やせなかった。 ②収益の高い仕事が不定期である。 ③現在の作業自体のコストが低く、数や量をこなさなければ指定基準第192条第2項を満たすことが出来ない。 ④希望される利用者様を訓練性に重きをおいて採用してきた。	(具体的改善策) ①利用者様の状態とは関係なく収益性のある仕事の獲得を図る。 ②毎月一定の仕事量で予定が組める仕事を確保していく。 ③コストの高い商品や仕事に取り組む。 ④今までは訓練性に重きをおいて採用してきたが、ある程度収益性を見越した人選を行う必要がある。
---	---

## 2 現在の事業内容及び計画期間を通じて実施する事業内容

現在の事業内容	計画期間を通じて実施する事業内容
・ 個人情報の入力作業 ・ PC設置及び付属作業 ・ ホームページ作成 ・ アンケート集計 ・ ボディアート ・ ネイル ・ 小物製作・販売	・ PC及び周辺機器による情報処理業務、販売、設置、撤去作業 ・ HPの企画・作成及びその保守管理業務 ・ インターネット等の情報通信システムによる通信販売業務 ・ 雑貨/小物/記念品作成及び販売

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性 (どのような資格、経験等を持った者が担当するか等) について詳細に記載すること

## 3 現在の生産活動に係る事業の収入額及び計画期間を通じて達成する事業収入目標額 (1年間の額を記載)

現在の収入額	計画期間を通じて達成するべき目標収入額
5,573,006 円	10,000,000 円
(主な費目) データ入力費、PC初期作業費、PC設置費、施術費、小物販売費	(積算根拠) ・ データ入力費(現240万) 10×12=120万(新規) ・ PC設置及び付属作業(現290万) 50×4=200万(新規) ・ HP/ロゴ作成 10.5×4=42万(新規) ・ SNSサービス/メンテナンス 3×12=36万(新規) ・ ネット通販 1.5×12=18万(新規) ・ 施術、雑貨小物/記念品製作・販売(現25万) 2.5×12=30万(新規)

(注) 目標収入額は、「平均利用者数×平均労働時間×最低賃金額×平均利用日数×12か月」以上の額でなければならない。

## 4 現在の生産活動に伴う経費及び計画期間を通じて達成する必要経費の見込額 (1年間の経費を記載)

現在の経費	計画期間を通じて見込まれる経費
1,590,960 円	1,000,000 円
(主な費目) 旅費交通費、地代家賃、水道光熱費、消耗品費 燃料費、通信費 他	(積算根拠) 現在、収入比率による按分で算定している就労継続支援A型に掛かる経費を進行期から出来得る限り個別に算定する。 各事業の共通経費の内、A型に配分される経費は多額ではないと予想されるため、概算で計上した。

## 5 生産活動に係る事業の収入－生産活動に伴う必要経費

現在の「収入－経費」	計画期間後の「収入－経費」
3,982,046 円	9,000,000 円

## 6 現在の利用者の総賃金額及び計画期間後の利用者の総賃金額

現在の支払い総賃金額	計画期間後の支払い総賃金額
10,662,941 円	8,948,160 円
(積算根拠) 実労働利用者×実労働時間×最低賃金+雇用保険他	(積算根拠) 13 × 4 × 717 × 20 × 12 = 8,948,160

事業所代表者署名欄 泉 栄 印

※「現在」はいずれも、指定基準192条第2項を満たさないと判断された前年度1年間のものを記載すること。  
※別紙様式 2-2 「経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等」、改善を見込む要因となる書類を添付すること。  
※その他、社会福祉法人会計基準に基づく会計書類等、地方公共団体が必要と認める書類の添付を求めることがあります。